

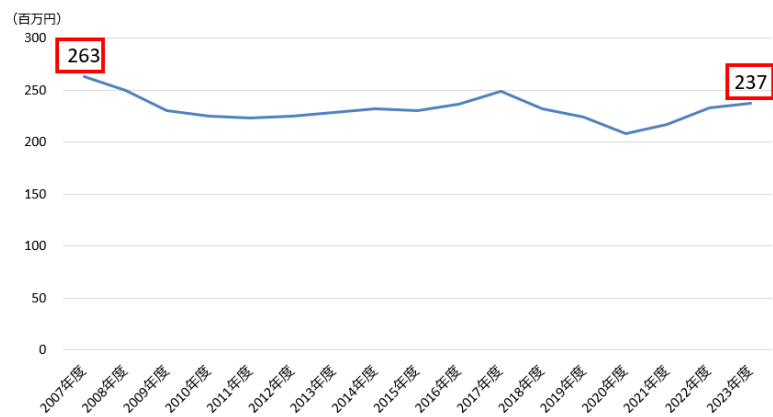
租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等の法人税率の特例の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義（国税 15）、法人住民税：義（地方 12）
② 上記以外の税目		—	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 中小企業者等に係る法人税について、年 800 万円以下の所得金額の部分については税率を 15%に軽減する。
《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長する。			
《関係条項》 法人税法第 66 条 租税特別措置法第 42 条の 3 の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 3 の 2			
5	担当部局		経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 6 年 8 月 分析対象期間：令和 3 年度～令和 8 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 21 年度改正 創設（本則 22%・租特 18%） 平成 23 年度改正 拡充（本則 22%→19%、租特 18%→15%） 平成 27 年度改正 延長（租特 19%→15%） 平成 29 年度改正 延長（租特 19%→15%） 令和元年度改正 延長（租特 19%→15%） 令和 3 年度改正 延長（租特 19%→15%） 令和 5 年度改正 延長（租特 19%→15%）
8	適用又は延長期間		2 年間（令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争率の向上を図るため、中小企業者等に係る法人税の軽減税率について、その期限の 2 年間の延長を行い、中小企業者等の経営基盤を強化する。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法第 26 条（自己資本の充実）では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
② 政策体系における政策目的の位置付け		7. 中小企業の発展	

		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を後押しするため、軽減税率引き下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。 測定指標は、延長後の適用期限において、中小企業を取り巻く業況、資金繰り状況、売上高の状況が、本措置導入以前と比較しても同等程度の水準に持続的に回復しているかどうか。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 人手不足、物価高・資源高等の影響が、中小企業にとって重荷になっているなど、各種経営課題も引き続き山積している。こうした状況下においてキャッシュフローの改善や財務基盤の安定等を図るために、法人税率の軽減が必要。
		10 有効性等	① 適用数 年 800 万円以下の所得金額を有する全ての中小企業者等が適用対象となる。 実績 ・令和 3 年度: 1,034,827 件 ・令和 4 年度: 1,068,172 件 ・令和 5 年度: 1,051,500 件 (出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ※令和 5 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため令和 3 年度及び令和 4 年度の平均値として推計。 今後の見込みについては、直近の傾向を踏まえると、実績と同程度が見込まれるため、令和 3 年度及び令和 4 年度の平均値とすると以下のとおり。 ・令和 6 年度: 1,051,500 件 ・令和 7 年度: 1,051,500 件 ・令和 8 年度: 1,051,500 件
			② 適用額 ・令和 3 年度: 42,533 億円 ・令和 4 年度: 44,020 億円 ・令和 5 年度: 43,277 億円 (出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ※令和 5 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため令和 3 年度及び令和 4 年度の平均値として推計。 今後の見込みについては、直近の傾向を踏まえると、実績と同程度が見込まれるため、令和 3 年度及び令和 4 年度の平均値とすると以下のとおり。 ・令和 6 年度: 43,277 億円 ・令和 7 年度: 43,277 億円

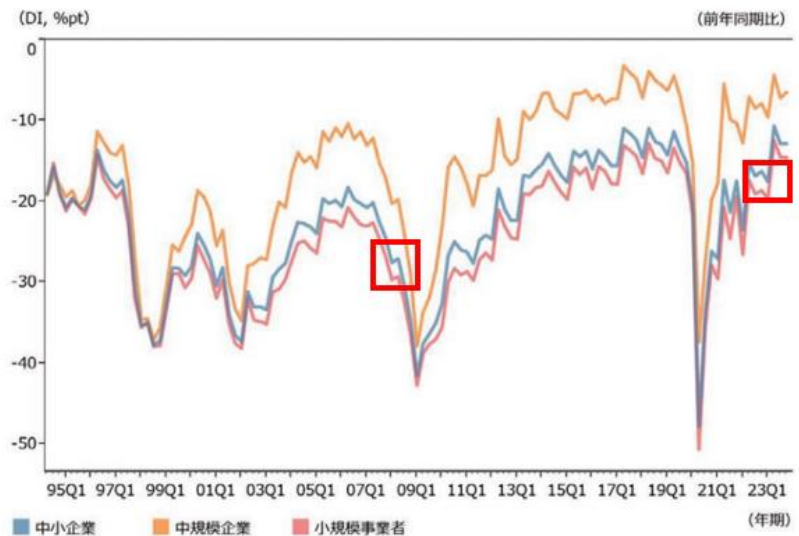
			・令和 8 年度: 43,277 億円
	②	減収額	法人税 ・令和 3 年度(19%→15%): 1,701 億円 ・令和 4 年度(19%→15%): 1,761 億円 ・令和 5 年度(19%→15%): 1,731 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 5 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため令和 3 年度及び令和 4 年度の平均値として推計。 今後の見込みについては、直近の傾向を踏まえると、実績と同程度が見込まれるため、令和 3 年度及び令和 4 年度の平均値とすると以下のとおり。 ・令和 6 年度(19%→15%): 1,731 億円 ・令和 7 年度(19%→15%): 1,731 億円 ・令和 8 年度(19%→15%): 1,731 億円 法人住民税 ・令和 3 年度(19%→15%): 119 億円 ・令和 4 年度(19%→15%): 123 億円 ・令和 5 年度(19%→15%): 121 億円 ※同年度の法人税の減収額に同年度の法人住民税率(7.0%)を乗じて算出 今後の見込みについても、上記法人税に法人住民税率 7.0%を乗じると以下のとおり。 ・令和 6 年度(19%→15%): 121 億円 ・令和 7 年度(19%→15%): 121 億円 ・令和 8 年度(19%→15%): 121 億円
	④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 延長後の適用期限において、中小企業を取り巻く業況、資金繰り状況、売上高の状況が、本措置導入以前と比較しても同等程度の水準に持続的に回復しているかどうかという達成目標について、業況、資金繰り状況については、本措置導入以前と比較して同等程度の水準に回復しているが、売上高の状況は未だ達成できていないため、引き続き本制度が必要。

○中小企業の1社あたり売上高の推移



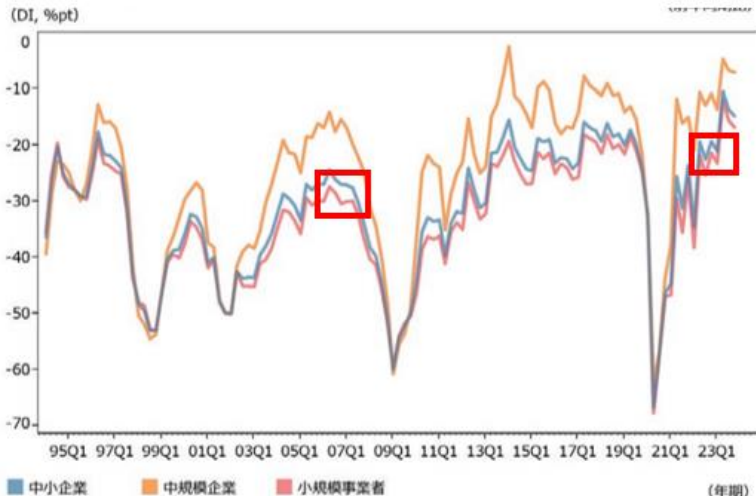
資料: 財務省「法人企業統計」を再編加工

○資金繰りDIの推移



資料: 中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」
(注) 1. 景況調査の資金繰りDIは、前年同期と比べて、資金繰りが「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。
2. ここでは、中小企業とは中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」、小規模事業者とは中小企業基本法第2条第5項の規定に基づく「小規模企業者」、中規模企業とは中小企業から小規模事業者を除いた企業をいう。

資料: 中小企業白書 2024 第1-3-6 図「資金繰りDIの推移(企業規模別)」

			○業況判断 DI の推移  資料：中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業業況調査」 （注）1. 業況調査の業況判断DIは、前年同期と比べて、業況が「好転」と答えた企業の割合（％）から、「悪化」と答えた企業の割合（％）を引いたもの。 2. ここでは、中小企業とは中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」、小規模事業者とは中小企業基本法第2条第5項の規定に基づく「小規模企業者」、中規模企業とは中小企業から小規模事業者を除いた企業をいう。 資料：中小企業白書 2024 第1－3－1 図「業況判断 DI の推移（企業規模別）」 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本制度により得られる税負担軽減効果は、国税・地方税あわせて最大で 34 万円となっており、資金繰りの改善等の効果が期待できる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	本制度により得られる税負担軽減効果は、国税・地方税あわせて最大で 34 万円となっており、資金繰りの改善等の効果が期待できる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では 6 割を超える赤字企業に対しても、将来黒字化を達成した時にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、政策手段としての的確であると言える。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例措置と類似の支援措置は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では 6 割を超える赤字企業に

			対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、地域に所在する中小企業の経営基盤強化等を通じ、地域経済の活性化に資するものである。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年8月(R4 経産 06)